

社団法人 森林保険協会 定款

昭和 4 2 年 5 月 2 6 日 制定

昭和 5 9 年 3 月 3 0 日 改定

平成 4 年 7 月 2 8 日 改定

平成 1 1 年 7 月 2 9 日 改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人 森林保険協会(以下「本協会」という。)という。

(目的)

第 2 条 本協会は、森林保険事業の改善、発達とその普及を図り、もって林業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本協会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林保険に関する調査研究と資料の収集整理
- (2) 森林保険の改善、普及並びに森林災害防止に関する活動
- (3) 森林保険における価額の評価及び損害の鑑定
- (4) 森林保険従事者の講習並びに養成
- (5) 森林保険に関する研究会等の開催
- (6) 森林保険に関する印刷物の刊行
- (7) 前各号のほか、本協会の目的達成のために必要な事業

(事務所)

第 4 条 本協会の事務所は、東京都文京区に置く。

2 . 本協会は、理事会の議決を経て支部を置くことができる。

第 2 章 社 員

(社員の資格)

第 5 条 本協会の趣旨に賛同する者は、本協会の社員になることができる。

(入会の方法)

第 6 条 本協会の社員になろうとする者は、住所及び氏名(法人の場合はその名称)を記載した入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。この場合において法人にあっては代表者の住所、氏名を記載した書面を添付しなければならない。

(会費)

第 7 条 社員は、本協会の経費に充てるため、会費を払込まなければならない。

2 . 前項の会費の額は、社員総会でこれを定め、その払込方法その他必要な事項は、理事会でこれを定める。

3 . 会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(退会)

第 8 条 社員はいつでも、本協会を退会することができる。

2 . 社員が退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

3 . 社員は、次の各号の 1 に該当するときは、退会するものとする。

(1) 死亡又は解散

(2) 会費を続けて 2 年以上滞納したとき

(3) 除名

(定款等遵守義務)

第 9 条 社員は、本協会の定款、規則及び決議事項を守らなければならない。

(戒告及び除名)

第 1 0 条 社員が正当な理由がなく前条の規定に違反したとき、又は本協会の事業を妨げ、あるいは本協会の名誉をき損する行為をしたときは、本協会は社員総会の議を経て、これに戒告を与え、又は除名することができる。

2 . 前項の場合には、本協会は、その総会の会日の 7 日前までに、その社員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 . 第 1 項の決議があったときは、その旨を社員に通知するものとする。

(届出)

第 1 1 条 社員はその氏名(社員が法人たる場合は、その名称及び代表者の氏名)又は住所(社員が法人たる場合は、その代表者の住所を含む。)に変更があったときは、遅滞なく本協会にその旨を届け出なければならない。

第 3 章 役 職 員 等

(役員の数及び選任)

第 1 2 条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事 1 1 名以上 1 5 名以内

(2) 監事 2 名

2 . 理事及び監事は、社員総会において選挙により社員の中から選任する。

ただし、理事 5 名以内及び監事 1 名は、理事会の推薦する社員でない学識経験者のうちから社員総会において選任することができる。

3 . 役員が第 1 6 条の規定によりその資格を喪失したときは、その地位の

後任者が役員となる。

4. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
5. 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を越えてはならない。

（会長、専務理事及び常務理事）

第13条 本協会に会長1名、専務理事1名及び常務理事1名を置く。

2. 会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
3. 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
4. 役員には、費用を弁償することができる。
5. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（役員職務権限）

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理し、社員総会及び理事会を召集してその議長となる。

2. 専務理事は、会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代理し又はその職務を代行する。
3. 常務理事は、会長及び専務理事を補佐して本協会の業務を運営し、会長及び専務理事がともに事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代理し又はその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織して本協会の業務を審議し、執行する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行う。
6. 監事は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

（役員任期）

第15条 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

2. 補欠又は増員のために就任した役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員辞任）

第16条 役員のうち、法人の代表者として届け出ている者がその地位を退いたときは、役員資格を失う。

（役員解任）

第17条 役員は、本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、社員総会の議決により解任することができる。

2. 前項の場合には、本協会は、その総会の会日の7日前までに、その社員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

(顧問及び参与)

第18条 本協会に顧問又は参与を若干名置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。

3. 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応じ、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

4. 参与は、本協会の運営について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(職員)

第19条 本協会の事務を処理するため職員を置くことができる。

2. 職員の任免は、会長がこれを行う。

第4章 理事会

(理事会)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分に1以上から請求があったときは、その請求があった日から14日以内に会長がこれを招集する。

(理事会の議決事項)

第21条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 社員総会の招集及び附議すべき事項

(2) 社員総会の議決した事項の執行に関すること

(3) 諸規定(第35条の規程を除く。)の制定、改廃

(4) その他会長が必要と認めた事項

(議決の方法)

第22条 理事会の議決は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議決権)

第23条 理事は、理事会において、各1個の議決権を有する。ただし、前条の場合議長は理事としての議決権を有しない。

(準用)

第24条 第27条第3項、第32条、第33条は、理事会に準用する。

第25条 削除

第5章 社員総会

(社員総会の種類)

第26条 社員総会は、通常社員総会と臨時社員総会とする。

2. 通常社員総会は、毎年1回以上開催する。

3. 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 社員の4分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(社員総会の招集)

第27条 社員総会は、民法第59条第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 前条第3項第2号に掲げる場合には、会長は、請求があったときから2箇月以内に総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集は、会日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知することを要する。

(社員総会の附議事項)

第28条 社員総会の附議事項は、この定款において別に定めた事項のほか、次に掲げる事項とする。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及び収支予算書並びにその変更

(3) 事業報告、収支計算書、正味財産増減報告書、貸借対照表及び財産目録

(4) 本協会の解散

(5) この法人の運営に関する重要な事項

(6) 前各号のほか理事会において必要と認めた事項

(議決の方法)

第29条 社員総会の議決は、社員の過半数が出席しなければすることができない。

2. 社員総会においては、第27条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

3. 社員総会の議決は、次条に規定する場合を除き、出席した社員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(特別の議決)

第30条 次の事項は、出席した社員の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 本協会の解散

(3) 社員の除名

(議決権)

第 3 1 条 社員は、社員総会において、各 1 個の議決権を有する。ただし、第 2 9 条及び第 3 0 条の場合議長は社員としての議決権を有しない。

(書面又は代理人による議決)

第 3 2 条 社員はあらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人による議決を行使することができる。

2 . 前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到着しないときは無効とする。

3 . 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 . 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席とみなす。

(議事録)

第 3 3 条 社員総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを事務所に備えて置くことを要する。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 社員の現在数

(3) 会議に出席した社員の数及び氏名 (書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 議案

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 . 議事録には、議長及び出席社員のなかからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印するものとする。

第 6 章 業務の執行及び会計等

(会計年度)

第 3 4 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。

(業務の執行の方法)

第 3 5 条 本協会の業務の執行方法については、社員総会において定める規程によるほか、理事会において定める。

(資産の構成)

第 3 6 条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会において定める。

(経費の支弁方法)

第38条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、かつ、内閣総理大臣及び農林水産大臣(以下「主務大臣」という。)の承認を得なければならない。

(事業計画及び予算)

第39条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎会計年度開始前に総会の議決を得なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告及び決算)

第40条 会長は、毎事業年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け主務大臣に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支決算書
- (5) 正味財産増減報告書

第7章 雑 則

(定款の変更)

第41条 この定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第42条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、社員総会の議決を経、かつ、主務大臣の承認を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第43条 本協会が解散した場合において残余財産があるときは、社員総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、本協会の目的と類似の目的をもつ公益事業を行う団体に寄附するものとする。

附 則

- 1 . この定款は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
- 2 . 設立当初の事業年度は第 3 4 条の規定にかかわらず、設立の日に始まり昭和 4 3 年 3 月 3 1 日に終る。
- 3 . 設立当初の役員は第 1 2 条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は第 1 5 条の規定にかかわらず第 1 回の通常総会終了の日までとする。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の許可のあった日から施行する。